

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県看護師等修学資金貸付規則（昭和三十七年広島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三条（修学資金借受者の資格） （略） 一（略） イ（略） （1）（3）（略） （4） <u>児童福祉法第七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</u> （5）（8）（略） ロ（略） 二（略）	第三条（修学資金借受者の資格） （略） 一（略） イ（略） （1）（3）（略） （4） <u>児童福祉法第六条の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</u> （5）（8）（略） ロ（略） 二（略）

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。